

# 第3回 施設整備マニュアル改訂に係る検討部会

## 議 事 録

日 時：2022年12月23日（金）午前10時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 2号会議室

## 1. 開 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 皆様、本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第3回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます事務局の保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長の児玉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、9月に引き続き、3回目の施設整備マニュアル改訂に係る検討部会ということで、整備基準の見直し案や施設整備マニュアルの改定案などについて委員の皆様にはぜひ活発な意見交換を行っていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局より委員の皆様の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、部会委員11名中9名の委員の出席となっております。欠席は、野川委員と菱谷委員となっております。出席者が過半数に達しておりますことから、福祉のまちづくり条例施行規則第15条第4項に準ずる同第14条第3項により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

障がい福祉課事業計画担当係長の佐々木でございます。

事業計画担当の木内でございます。

また、施設整備マニュアル改訂業務を受託していただいております日本データサービス株式会社からも1名が参加しております。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の会議の進行については石橋部会長にお願いいたします。

## 2. 議 事

○石橋部会長 北海学園大学の石橋でございます。皆様、おはようございます。

ここから司会進行を務めさせていただきます。

冒頭に事務局からもご案内がございましたとおり、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話ししていただきたいと思います。

それでは、皆様のお手元に次第の議事に従いまして進行します。

議題の一つ目の9月に開催されました第2回の施設整備マニュアル改訂に係る検討部会における整備基準の見直しについて引き続き検討していきたいと思っております。

前回の会議では、整備基準を変更する項目や新たな基準についてご了解をいただきました。今回は、具体的な規則改定に関する新旧対照表を提示させていただきます。

それでは、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） それでは、事務局より整備基準の見直し案についてご説明させていただきます。

資料1の整備基準見直しに係る新旧対照表案をご用意ください。

改めてご説明させていただきますが、整備基準見直しの目的は、札幌市福祉のまちづくり条例の主要な整備項目、例えば、廊下やトイレなどの遵守状況が3割程度である500平米未満の小規模民間公共的施設におけるバリアフリー化を促進していく必要があるということです。

これらを踏まえた整備基準見直しの方向性としては、施設内の通路、廊下等の幅、傾斜路の幅、トイレの広さなど、建築主等がより対応しやすい基準になるよう、500平米未満の小規模建築物における整備基準の変更を検討していくこととしており、あわせて、札幌市福祉のまちづくり条例よりも国のバリアフリー法の基準が高くなっておりますねじれ現象が生じている項目の是正についても9月に開催された第2回部会において見直しの項目や基準についてご了承をいただいたところです。

今回は、その内容を福祉のまちづくり条例施行規則に落とし込み、具体的な新旧対照表を作成しましたので、各条文についてご説明させていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。

現行の条例では、オストメイト対応について、車椅子使用者用便房の機能の一つとして5,000平米以上の建築物に設置を義務づけておりましたところ、国のバリアフリー法の基準と同等以上となるよう、車椅子使用者用便房とは別に、2,000平米以上の建築物について1以上を設けるように変更しております。

こちらは、ねじれ現象の是正の項目となります。

なお、これは、バリアフリー化の取組として、近年、子ども連れなどで利用できる多機能トイレが数多く設置されてきており、車椅子使用者など、障がいのある方だけでなく、高齢者、子ども連れなどによる利用が集中し、逆に車椅子使用者が使いにくくなっているという指摘が寄せられていることから、国におけるトイレの機能分散の考え方を反映させたものです。

次に、資料1-2及び資料1-3をご覧ください。

500平米未満の建築物における車椅子使用者用便房について、十分とまではいかずとも、少なくとも車椅子使用者が利用できるような空間を確保するよう、文言を変更しております。

次に、資料1-4から資料1-6ですが、利用円滑化経路上の出入口、廊下、傾斜路、敷地内の通路について、500平米未満の建築物における条件を変更しております。こちらも数値については前回の部会にて了承を得た数値となっております。

最後に、資料1-7ですが、バリアフリー対応客室の条件として、国のバリアフリー法の基準と同等となるよう、これまでの条例では3,000平米以上の旅客施設に1以上のバリアフリー対応客室であったところ、変更後は2,000平米以上の旅客施設であって、客室の総数が50室以上のものについて、当該客室の総数に100分の1を乗じた数以上と変更しております。

以上はあくまで現時点での内容でして、今後、市役所の法制担当とも協議していく中でさらに文言の見直しを要する基準も出てこようかと存じますので、ご承知おきくださいませうようお願いいたします。

以上で、簡単ではございますが、私からの説明を終わります。

○石橋部会長 ご説明のありましたとおり、札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準見直しについて、特に文言の変更をしたところに関し、新旧対照表を用いながらご説明をいただきました。一般的な表現ではないところも若干あるのかもしれないのですが、ご質問やご意見もしあればお受けしたいと思います。

内容的には、先ほどありましたとおり、国の整備基準との相違点について整合性を取ったということです。また、500平米未満の建築物についての文言を新たに加えたということかと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 事務局にお伺いしますが、文言の訂正をできる可能性はまだありますか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） この会議が終わった後でも構いませんので、お気づきの点などございましたら事務局までご連絡をいただければと思います。

○石橋部会長 今のところ、特に気になるところはございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 今日は、ボリュームがあるものが控えていますので、ここについてはご了解をいただいたこととし、先に進めさせていただきます。

議題2の本丸である施設整備マニュアル改訂案についてご議論をしたいと思います。

改訂業務を受託していただいている日本データサービス株式会社のご担当より施設整備マニュアルの改訂案についてのご説明をよろしくお願いいたします。

○日本データサービス（山下） それでは、マニュアル改訂について、資料2と資料3に基づき、整備基準と解説部分について説明します。

資料2で書かれていることについては資料3の新旧対照表で抜き出して整理させていただいております。そのため、説明については資料3を中心にさせていただきます。

例えば、冒頭の8のマニュアルの見方の一番左のところです。P72と書いておられますところですが、これが資料2でのページと対応しております。また、赤文字で書いている箇所が加筆、修正した部分で、その部分を引き出させていただいております。

例えば、資料2の72ページが一番下です。当初は、解説の下には何もなかったのですが、利用者の声ということで、市がこれまでに蓄積したバリアフリーチェック等における障がい当事者の意見を掲載しております。これ以降、主に、イラストや図のところに吹き出しで追記させていただいておりますが、それらが該当します。資料3に戻りますが、そこに対応している箇所を新旧対照表で整理させていただいているということです。

それでは、資料3により重立ったものを説明させていただきます。

2枚目の一番上をご覧ください。

資料2では78ページになりますが、(1)の敷地内の通路の一般基準となります。旧のほうでは線を引いていなかったところですが、これまで掲載していなかった休憩用ベンチの設置、その隣の車椅子同伴、補助犬随伴を考慮したスペースの確保についてを望ましい整備の欄に追加しました。この根拠ですが、T o k y o 2 0 2 0 アクセシビリティ・ガイドラインの掲載を参考に、新たに考慮したほうがよい内容として追加したということです。

T o k y o 2 0 2 0 アクセシビリティ・ガイドラインについてですが、これは東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が2017年3月に作成したもので、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が国際的な水準に基づくアクセスの機会を確保する環境整備を促すことを狙いとして作成されたもので、このようなものを参考として取り入れさせていただきました。

続きまして、一つ下の表面の仕上げ、段の構造のところです。消融雪施設の具体例として、ロードヒーティングを追記し、また、外階段の手すりを階段下の踊り場まで設置することについてを望ましい整備の欄に追加しました。これは、積雪寒冷地の措置について、内容をより拡充するといった狙いで追加したものです。

続きまして、その二つ下の整備項目の排水溝の欄をご覧ください。

従前は、網目タイプの溝蓋について、スリット幅1センチ以下でしたが、今回は、ピッチ1.5センチ以下、隙間1センチ以下と改め、掲載場所を望ましい整備から解説のほうに移しました。これは、国の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の掲載を参考に変更をしたものです。

今、国のガイドラインを示しましたが、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準といいますのは、国土交通省が2021年3月に作成したもので、バリアフリー法に基づき、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように計画し、具体化していくかを示すバリアフリー設計のガイドラインとして定めたもので、これについても改訂の根拠として参照させていただいております。

続きまして、5ページをご覧ください。

出入口の戸の構造のところです。表組みは2段になっておりますが、上のほうでは戸の構造について解説しています。整備基準で前後に段差がないといったところありますが、段差2センチ以下といった文言を具体的な数値として加えました。これは、先ほどの国の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の掲載を参考に、具体的な段差の数値を追加したものです。

同じく戸の構造の下の段の表ですが、ガラス戸のことについて書いております。

従前、戸のガラスについては視覚障害がい者の衝突防止措置についてということで記述しておりましたが、今回の見直しでは、これに加え、安全なガラスを採用すること、具体的な措置令としては衝突防止マークやステッカーをつけることを解説の欄で追記しており

ます。これは、先ほどのT o k y o 2 0 2 0アクセシビリティ・ガイドラインと国の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の両方の掲載を参考に、具体的に解説したほうがよい内容として追加したものです。

続きまして、9ページをご覧ください。

階段の整備項目の手すりの設置のところですが、これまでは記載されておりましたが、赤文字のところのとおり、幅員が300センチを超える場合においては中央にも手すりを配置するというのを望ましい整備の欄に加えました。これもT o k y o 2 0 2 0アクセシビリティ・ガイドラインの掲載を参考に、新たに考慮したほうがよい内容として追加しました。

続きまして、その一つ下の踏面、けあげの使用のところをご覧ください。

従前の解説のつまずきにくい構造とは何かというところをより明確に示すための文言として、つまずきにくい構造とは、色変え、ノンスリップ、けこみ2センチ以下であると追加しました。これは、国の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の掲載を参考に追加したものです。

続きまして、11ページをご覧ください。

便所の整備項目の腰かけ便座の設計のところですが、従前、座面や手すりの高さについては望ましい整備の欄に記載されておりましたが、設備のレイアウト等、赤文字のところを追記しております。これは、T o k y o 2 0 2 0アクセシビリティ・ガイドラインの掲載を参考に、新たに考慮したほうがよい内容として追加したものです。

ここでおわびと訂正があります。

資料3で設備のレイアウトを左右非対称と書いておりましたが、これは左右対称の誤りでした。大変申し訳ございません。訂正させていただければと思います。

続きまして、12ページをご覧ください。

洗浄装置の構造のところですが、従前は洗浄装置の取り付け位置について記述しておりましたが、非常呼び出しボタンと区別しやすいよう、位置や配色に配慮するというものを追加しました。これは、国の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の掲載を参考に、具体的に解説したほうがよい内容として追加したものです。

続きまして、その一つ下の非常警報装置の設置です。従前は転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望ましい整備として記載しておりましたが、点滅ライトが見えやすいよう、背景の配色を考慮することも追記しました。これも国の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の掲載を参考に加えたものです。

続きまして、その一つ下のその他の設備のところですが、望ましい整備の欄ですが、従前は汚物入れの設置について記載しておりましたが、サンタリーボックスと称し、一般の男性用トイレにも設けることを記載しております。これは、市民から個別に寄せられた要望に配慮して反映したものです。

また、同じ望ましい整備の欄に車椅子使用者便房に排せつ介助が必要な障がいのある児

童、成人等の脱衣等に使う大型ベッド、ユニバーサルシートを設けるということも追加しております。これは、バリアフリーチェックからの要望と国の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の掲載を参考に、新たに考慮するほうが望ましい内容として追加したものです。

続きまして、15ページをご覧ください。

(9)の駐車場の整備項目のうち、(2)の車椅子利用者用駐車施設の構造のところです。従前は記載がなかったのですが、(1)の記述にありました通常の手椅子利用者用駐車施設の記述以外に、歩行者が歩行が困難でも幅の広い区画を必要としない人のために施設の出入口に近い3.5メートル未満の幅の駐車区画を設けることについてを望ましい整備の欄に追加しました。これも国の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の掲載を参考に、今後導入を検討していくものとして追加したものです。

続きまして、19ページをご覧ください。

(13)の客室の表の下のほうの整備項目のスイッチ類のところは。従前も照明の位置について記載しておりましたが、スイッチ類の設置の位置やスタンドランプの使用についてを望ましい整備の欄に追加しました。これは、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインの掲載を参考に、具体的に解説したほうがよい内容として追加したものです。

続きまして、21ページをご覧ください。

(15)の緊急避難施設のところは。緊急避難施設の構造として、これまで、整備基準として、光、文字、音声等の設備を併設し、火災報知と連動したものとすることを求めておりましたが、緊急避難施設以外の公共的施設でも同様の整備内容とすることが望ましいということを追記しました。これは、市民から寄せられた要望により追加したものです。

続きまして、23ページをご覧ください。

(16) - 5の券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機の整備項目の(1)の券売機等の構造のところは。従前のマニュアルにはなかったのですが、ジュース等飲料自動販売機も対象とすることを明記しました。それに伴いまして、券売機等の操作のところでは、手椅子使用者が使いやすい高さにボタン、紙幣投入口、コイン投入口、おつり返却口を設けるということを解説の欄に加え、さらに、それらの整備例となる自動販売機の写真を追加しました。これは、国の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の掲載を参考に、写真や文言を追加したものです。

重立ったものの説明については以上となります。

これで資料3の説明を終わりたいと思います。

○事務局(木内事務職員) すみません、接続の不具合が発生しましたので、少々お待ちください。

[ 休 憩 ]

○石橋部会長

先ほど、事務局が通信環境の調整をさせていただいている間にもご意見が幾つか出たのですけれども、改めてご質問やご意見がありましたら委員の皆様方からよろしく願います。

○守谷委員 11ページの(8)の便所の中の項目についてです。

赤字で出入口の表示とありまして、その文言で視覚障がい者が利用する施設の便所では、男子用、女子用、多機能の位置を音声で案内するとありますが、この音声というのは、こちらが男性です、こちらが女性ですというものなのか、何かのメロディーラインのようなものなのか、どういうものなのでしょう。

○石橋部会長 どういうシチュエーションを具体的に想定してこの文言を書かれたのかということですね。お答えをいただけますか。

即答できなかつたら、それでも結構です。多分、今日のこの場だけではとても全部は決まらないと思います。

○日本データサービス(山本) 今のところ、確認が取れておりませんので、検討させていただき、次回に説明させていただきます。

○石橋部会長 ほかにご質問やご意見をお寄せください。

○東委員 何点かあるのですけれども、資料2のほうでお話します。

82ページの望ましい整備の一番下のポツのところ。ガラス戸の場合、床上35センチ程度までは車椅子あたりとするという表現になっていますが、どういうことを言いたいのでしょうか。

扉の下端から35センチぐらいまではフットサポートが当たって破損しないように板を張ったりするのです。多分、そういうことを表現していると思うのですが、車椅子あたりと言うのか、この表現は工夫したほうがいいかなと思いました。

次に、85ページの真ん中辺にある図についてです。車椅子フットレスト当りの設置例という図がありまして、ここではフットレスト当たりと書いているのです。こういう表現のほうがいいかなと思います。

また、最近、フットレストではなく、フットサポートと言っているのです。車椅子のいろいろな部品の名前が書いてある福祉系の教科書では、レストという言葉ではなく、サポートとなっています。レッグレスト、フットレストという言葉に変わっているので、先ほどの表現のところも併せ、フットサポート当たりという表現にするとわかりやすいかなと思いました。

次に、93ページの解説の列の真ん中より下に赤字のところがあって、つまずきにくい構造とはということ。ここの色変え、ノンスリップ、けこみとあるのですけれども、私たちとしては色分けという言葉はいつも使うのです。皆さん、この表現についてはどうでしょうか。

次に、94ページの左下の階段の構造のところ。二つ目の図でけこみ板のないもの

は避けると書いてあるのですが、上の文章の中身に入っていないのです。私が階段の設計をするとき、けこみ板は必ずつけます。というのは、万が一、ここに足が入り込んでしまったらけがにつながるからです。ですから、本音を言えば、けこみ板はつけると書き換えてほしいぐらいですが、これについても皆さんのご意見を伺いたいなと思いました。

次に、96ページの望ましい整備の列の(2)の便房の設計云々のところの赤文字の一番下のところですが、手すりの間隔は70センチから75センチとすると書いてあるのですが、便器に座って、中心から両脇に手すりがあると想定すると、その間隔のことを言っていると思うのです。そして、98ページの便房の例1と書いてあるところの下の図に、字は小さいのですが、そこに書いてあるのですね。でも、寸法の表記がすごく分かりづらいのです。私たちが見れば、ああ、ここかと分かりますよ。ここにも手すりの間隔として70センチから75センチ程度と書いてあるのですが、この図の表現はもう少し分かりやすくしたほうがいいかなと思います。

ただ、手すりの間隔と言うだけでは多分理解できないかなと思うので、例えば、便器側面や便器の左右というような表現にしたほうが理解しやすいかなと思いました。

○石橋部会長 今のご指摘は、文章の表現と図の表現の両方を直したほうがいいということですか。

○東委員 そうです。

次に、118ページと119ページのカウンターについてです。118ページの望ましい整備の列でカウンター下端は75センチとすると書いてあるのですが、これは数字の間違いではないかなと思います。119ページの一番上の図では、カウンターの下端は60センチから65センチ程度になっているので、望ましい整備の列の文章のほうを60センチから65センチという表記に変更されたほうがいいかなと思いました。

○石橋部会長 数点のご指摘をいただきましたが、いかがでしょうか。

○日本データサービス(山下) ご意見については承りましたので、修正する方向で検討させていただきたいと思います。

○石橋部会長 東委員、いかがですか。

○東委員 委員の皆さんの意見もお聞きし、その上で変更、修正をしていただきたいと思います。

○石橋部会長 数点言っていただきましたが、問題提起も含め、いかがでしょうか。

○増田委員 東委員からの指摘について、98ページのトイレの位置については同じく思いましたので、寸法のことについてはよろしく願いいたします。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

確かに、手すりの間隔というのはどこからかということはありませんね。両サイドにあるところもあれば、片方にしかないところもありますよね。

また、けこみの表現についてです。

個人用の住宅では、意匠性を優先させているのか、こういうものをよく見かけるのです

けれども、安全性を考えたときにはこれではかなり危ないですよ。特に、公共施設はいろいろな方が使われるということを考えると、けこみ板がないということは文章をしっかりさせたい方がいいのではないかとご意見だったかと思います。僕もこれはそのとおりだなと思いました。

そして、車椅子のフットサポートについてです。そうした言い方のほうが今は伝わるのではないかとということでした。

取りあえず、ご指摘のとおり修正していただくということでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 ありがとうございます。

他に何かございませんでしょうか。

それでは、休憩中にご指摘があった点について、浅香委員からお願いいたします。

○浅香委員 トイレと便所と便房という言葉の使い分けについてです。

図がありますので、分かるといえば分かるのですけれども、トイレと便所援助は一つの大きな部屋で、その部屋の中の一つ一つが便房だということですが、せっかくだからマニュアルですから、言葉遣いを統一した方がいいのかなと思います。

片仮名表記がたくさんありますし、今の時代からしたらトイレという表記にしてもいいのかなと感じますし、便所とトイレの使い分けについても考えていただいたほうがよろしいのかなと感じました。

○石橋部会長 今ご指摘をいただいたのは、便所、トイレ、便房という言葉の揺れについてです。これらについて定義しないといけないものは定義しなければなりません。しかし、概念ということであれば伝わればいいと思うのですけれども、事務局としてはいかがでしょうか。

○日本データサービス(山下) これについては、基準があり、それに基づいて書く必要があるもの、市民に伝わりやすいものとして掲載箇所ごとに整理させていただき、統一するところは統一し、どうしても使い分けなければならないところはそのようにするという整理をさせていただきたいと思います。

○浅香委員 それでいいのですが、先ほどの休憩中に石橋部会長にオリパラの資料を見せていただきましたよね。それに準じた言葉遣いをさせていただけたらいいのかなと思います。

○石橋部会長 今のご意見に関連し、私から申し上げます。

先ほど日本データサービスからTokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインを参考にしたという話がありました。休憩中、委員の皆様にご覧ですかという問いかけをしましたところ、あれは何ですかということをおっしゃられる委員がいらっしゃったのです。

今、私の手元に日本福祉のまちづくり学会が和訳したものがあって、この冊子をそれぞれの委員にお配りするのが一番いいとは思いますが、先ほど日本データサービスが引用された箇所については原典をちゃんとお示しいただかないといけないのかなと思

ます。疑っているわけではないのですけれども、引用したのであれば、元はどうなっているのか、そして、今回の整備基準ではこうしましょうとしないとちょっとまずいのかなということですか。

これは、国土交通省からの建築設計標準も同じです。東委員は、お仕事柄、ちゃんと持っておられるのですけれども、ほかの委員の方の中にはよく分からないという方がいらっしゃるかもしれません。これはデータをダウンロードできるはずだと私は認識していますので、少なくとも、各委員にURLをお伝えいただけないでしょうか。

日本データサービスにお願いすべき話なのか、事務局にお願いすべき話なのかは分からないのですけれども、休憩中に私から提案させていただいた次第です。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） ただいまの石橋部会長のお話については承知いたしました。T o k y o 2 0 2 0 アクセシビリティ・ガイドラインについては冊子にし、各委員の皆様にお配りさせていただきます。また、赤本についてはURLをご紹介させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

○橋本委員 今日のご説明では、市民からの要望ということで加筆されている箇所が何か所あったかと思うのですが、どういうルートで要望が上がってきて、拾っているのかをお尋ねします。

例えば、市や区に上がってくる要望一覧みたいなものがあるのであれば、それらを私たちも見た上で、どの要望を抽出するのかを考えたいということです。そちらの都合でいいものだけを拾うということがないようにということもあります。パブリックコメントが後であるにしても、要望を集約されているのであれば、それを私たちも見て、反映させられるものは反映したいですし、そうした意見交換が必要ではないかと思えます。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 市民からの要望についてですが、多岐にわたりますし、例えば、障がい保健福祉部に寄せられるものもありますし、団体から正式に市長宛てに要望書という形で出され、その一項目として記載されているものもあります。また、障がい保健福祉部宛てではなくても、区役所等に団体からの要望が寄せられ、障がい保健福祉部に回答文案を求められるということもあります。

そうしたことから、全てを集約したものはありませんが、橋本委員のおっしゃるとおり、どういう要望があるのかは、最近のものをピックアップし、後ほどお示ししたいと思えますので、ご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○石橋部会長 今のご指摘についてです。

僕の認識は若干違って、利用者の声については、市がこれまで蓄積したバリアフリーチェック等における障がい者当事者の意見をという文言が記載されていますよね。素直に読みますと、バリアフリーチェックで上がった声だけが反映されているとも読み取れかねないと思えます。ですから、今、佐々木係長におっしゃっていただきましたが、こういう場面やこういう場面からのご意見も含まれていますということは丁寧に書かれたほう

がいいのかないかなと思いました。

ただ、現実問題として、全てのご意見を反映させることは物理的に難しいということも承知しています。そこは書き方だと思えるのですけれども、誤解が生まれないようにしないといけないうのかなと思いました。

いかがでしょうか。

○橋本委員 ありがとうございます。

この後のスケジュールを見ると、設計者への意見聴取の場もあるようですから、できれば生の声も届けた上で、対応可能なのかについて専門家からご意見をいただいたほうがいいのかなと思います。時間は限られていると思いますが、可能な限り集約していただいてから専門家にご意見を聞くという手順を踏んでいただければということをお願いいたします。

○石橋部会長 非常にごもったも意見だと思いますので、事務局でもぜひご検討をいただければと思います。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） かしこまりました。

○石橋部会長 時間の関係もあるのですが、どうしても言っておきたいことはありませんか。

○東委員 先ほど石橋部会長もお話ししていたのですが、私たちが手すりを取り付けるとき、何を基準につけるかです。先ほどは両脇に手すりをつける間隔の話をしましたけれども、施工業者に指定する際は、手すりの芯の寸法は幾らというように指示するのです。でも、このマニュアルの75センチというのは内々の有効の寸法ですよね。ですから、それを図で示さないといけなうかなと思いました。

横手すりをつけるときと縦手すりをつけるときでは寸法の指示がまちまちなのです。私は、基本的に、横手すりでは、床から手すりの上までの高さで指示します。でも、縦手すりの場合は、便器の後ろの壁から手すりの真ん中と指示をするのです。そういうことをここに書かなければいけないのか、実際に施工する人間が間違わないでやればいいのか、これに書き込むことは判断しかねていましたが、お話ししました。

○石橋部会長 私からも付け加えさせていただきます。

要するに、寸法の定義がどこからどこなのか、その表記がいいかげんな感じを受けかねないということです。壁から壁の距離なのか、壁の内りの距離なのか、手すりの上端なのか、中心から測っているのかもそうです。これは利用者の使い勝手に関わってくるものですので、そこについては明確にしたほうがいいですし、設計事務所も助かると思います。そして、結果として、当事者の方の使い勝手のよさにもつながるのかなと思いました。

事務局では国の整備基準の数値を拾っておられると思いますので、確認していただければと思います。国交省に問合せをしていただく箇所が出てくるとはと思いますが、洗い出しをお願いしたいと思います。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） かしこまりました。そのようにさせていただきます。

○石橋部会長 表現が曖昧なところを事務局に整理していただき、必要に応じ、国交省に問合せをしていただきます。国交省でもよく分からないとなれば、我々の中で決めないといけないかもしれません。

○東委員 承知しました。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 この場だけでは当然決められないと思いますし、後でご説明もあると思いますが、委員の皆様方で時間をかけてもうちょっと精査し、ご意見をいただきたいと思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○事務局(佐々木事業計画担当係長) 今回、改訂箇所が非常に多岐にわたっておりますし、事前にご覧いただく時間も多く取れませんでしたので、お気づきの点等がありましたら、どういった手段でも構いませんので、事務局にご連絡をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石橋部会長 めどはいつ頃をお考えですか。

○事務局(佐々木事業計画担当係長) 後ほどご説明させていただこうと思っていましたが、設計者様へのヒアリングは2月上旬からを予定しておりますので、可能でしたら1月中旬頃までにご連絡をいただければと思います。

○石橋部会長 今、事務局からご提案がありました、1月中旬頃までということですが、16日月曜日の週明けくらいということではよろしいでしょうか。

○事務局(佐々木事業計画担当係長) よろしく申し上げます。

○石橋部会長 それでは、1月16日をめどにしたいと思います。先ほど申し上げたとおり、我々からの意見や質問を事務局で集約し、必要に応じて国交省への問合せという作業が発生するかもしれませんし、2月上旬の建築士事務所協会との間で取りまとめをし、修正しないといけないので、1月16日をめどとしたいと思います。

お正月休みを削ることになるかもしれませんが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ここはこれで閉めさせていただきます。

次に、議題(3)のその他についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(佐々木事業計画担当係長) その他として、今後の予定などについてご説明させていただきます。

その前に、こちらのネットワークの不具合により、お時間をいただきましたこと、誠に申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

参考資料1の設計者からの意見聴取についてをご覧ください。

既に前回の会議でご了承をいただきましたとおり、施設整備マニュアルの改訂に当たりまして、設計者からの意見聴取を行うこととしておりましたが、先般、一般社団法人北海

道建築士事務所協会様に打診させていただき、内諾を得ておりますことをご報告させていただきます。

先ほどもお話しさせていただきましたが、予定では2月上旬に素案を事前に送付させていただき、2月下旬には10名程度の設計者の方々からヒアリングを行うことを予定しております。

なお、ヒアリングは、委託にて実施することを想定しております。

次に、整備基準の見直しに当たりましては、札幌市福祉のまちづくり推進会議の部会である本マニュアル部会において、障がい当事者の方々も含めた関係者の皆様のご意見を伺っているところですが、パブリックコメントの実施のほか、加えて、当事者団体や業界団体の皆様にも、逐次、情報提供を行ってまいりたいと考えております。具体的には、バリアフリーチェックの実施団体、札幌商工会議所、その会員企業などを想定しておりますことをご承知おきいただきますようお願いいたします。

最後に、今後の会議日程の修正についてです。

参考資料2の札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準の見直しについてをご覧ください。

年度内に実施する設計者への意見聴取が終わりましたら、令和5年3月から7月にかけて、第4回、第5回、第6回と、計3回の部会を開催する予定としておりました。これは、当初、余裕を持たせたスケジュールリングでしたが、現在のところ、整備基準の見直しやマニュアル改訂素案の作成が順調に進んでおりますことから、次回の第4回部会は令和5年5月頃、第5回部会は令和5年7月頃とし、残り3回の部会を2回へと回数を削減し、効率的な部会運営に修正させたいと考えております。また、改訂版施設整備マニュアルの製本の関係上、製本するよりも前の段階で整備基準の規則改正をしなければならないということもありまして、当初の予定では令和6年4月頃に整備基準の見直しの規則改正の公布とマニュアルの製本を同時期に予定しておりましたが、整備基準の見直しに係る規則改正と公布について、可能であれば令和5年12月までには行い、その後、3か月後の令和6年3月あるいは4月に規則改正を踏まえたマニュアルを製本したいと考えております。

また、今回のマニュアル整備の中で大項目2の整備基準についてご議論をいただきましたが、マニュアルについては、大項目1の条例のあらまし、大項目3の関連資料という箇所もあります。こちらについては次回の部会で改訂案をお示しさせていただければと思います。

○石橋部会長 今回の事務局案のご説明についてご質問やご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 それでは、事務局案のとおり今後のスケジュールを進めていくことといたします。

これで予定していた議題は全て終了となりました。

全体を通じてご意見やご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 皆様方には引き続きご意見をいただきたいと思います。先ほど申し上げたとおり、お正月休みの宿題について、ぜひ積極的にご意見をいただきますようお願いいたします。

皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

事務局へ進行をお返しします。

### 3. 閉 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 石橋部会長、円滑なご進行をいただき、誠にありがとうございました。途中、システムのトラブルがありまして、大変申し訳ありません。重ねておわび申し上げます。

先ほどご案内申し上げましたが、ご意見がありましたら、1月16日をめどにメール等で事務局までいただければと思います。

年末年始のお忙しいところ、大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

以上で第3回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会を閉会とさせていただきます。

本日は、長時間、皆様、どうもありがとうございました。

以 上